

技適基準適合証明に係る主な手数料

手数料は、抜取台数に対して試験手数料を決めています。

基本料金の額+1台目の試験手数料の額+2台目以降の試験手数料の額 × (抜取台数-1)

*この手数料には、技適の証書並びに技適ラベルの費用が含まれます。

1. 基本料金

適 用	基本料金
1件当たりの申込の基本料金	20,000円
ただし、先に提出した無線設備と同一の無線設備で、工事設計書の記載に変更がない場合(簡易な申込)の基本料金	13,000円

2. 抜取試験に対する1台あたりの試験料金

抜取試験に対する試験料金は、1台目の試験手数料及び2台目以降の試験手数料の額の和になります。

特定無線設備の種別 証明規則第2条第1項	略 称	1台目の 試験手数料(円)	2台目以降の 試験手数料(円)	
1 第8号	特定小電力機器	ミリ波レーダー及び 移動体検知センサー(10GHz, 24GHz)	34,000	20,000
		移動体検知センサー(60GHz)	52,000	42,000
		体内植込型医療用データ伝送	34,000	20,000
		その他	24,000	16,000
2 第11号の3	DS-CDMA 携帯無線通信陸上移動局	42,000	32,000	
3 第11号の7	T-HCDMA 携帯無線通信陸上移動局	42,000	32,000	
4 第13号	小電力セキュリティ	24,000	16,000	
5 第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	24,000	16,000	
6 第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム	24,000	16,000	

- I 2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システムと2.4GHz 帯小電力データ通信システムによる複合無線設備(一つの筐体で複数の無線設備。以下同じ。)に係る同時の申込みを行う場合は、基本料を含めた試験手数料が高額となる無線設備の額に、その他の無線設備の基本料を含めた試験手数料の額に0.7を掛けた額を加算した額とします。
- II アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に電波無反射室(暗室)を使用する場合は、表に定める手数料の額に、申込台数にかかわらず1件当たり10万円(試験が複数の日に、またがる場合は、日数に10万円を乗じた額)を加算します。
- III 比吸収率(SAR)及び入射電力密度(PD)の試験を行う場合は、表に定める手数料の額に測定の条件に応じた額を加算します。
- IV 試験結果が技術基準を満たさなかったため、補正後に再試験を行う場合は、TELECと申込者双方が協議の上、実施した試験の手数料について請求する場合があります。
- VI 申込の取り下げ(試験予約キャンセルを含む)があった場合は、申込基本料金2万円を請求します。既に試験を実施した場合は、その試験手数料を加算します。試験の実施前に取り下げがあった場合は、試験を予約した日の4日前から2日前まで(センターの休日は含まない。)は試験手数料の30%(100円未満は切り捨て)、前日は100%のキャンセル料を請求できるものとする。申込者側の事情で、試験日を変更した場合もキャンセル料の対象とします。
- VII お申込みの内容により、上記のほか手数料に増減が発生する場合があります。

上記の特定無線設備の種別を含め、手数料の詳細については、お問合せ下さい。